

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 日本ユニコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 河島 毅
(J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4)
問合せ先 常務取締役 二家 英彰
TEL 03 - 5623 - 5111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の当社第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成18年10月1日付で会社分割により持株会社体制へ移行することに伴い、これに対応する商号の変更並びに事業目的の変更を行うため、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。なお、この変更については、同総会の議案として上程する予定である「持株会社体制移行に伴う当社と日本ユニコム分割準備株式会社との分割契約書承認の件」が承認可決され、かつ同議案における会社分割の効力が発生することを条件として実施されるものとします。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、公告閲覧の利便性を高めるため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、変更案第4条(機関)、変更案第8条(株券の発行)等の規定を新設するほか、会社法上の用語との整合性の確保、規定の削除、条文の加除、その他所要の変更を行うものであります。
- (4) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、会社法に対応し、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。(変更案第10条)

- (5) インターネットの普及を考慮して、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第15条)
- (6) 取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮するよう現行定款第18条(任期)を変更するものであります。(変更案第22条)
- (7) 取締役会の機動的な運営を図るため、会社法に対応し、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第26条第2項)
- (8) 取締役及び監査役が職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任限定に関する規定を新設するものであります。(変更案第30条および第40条)なお、責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役の同意を得ております。
- (9) 企業経営における会計監査の重要性がますます高まっていることから、会計監査人による適正かつ的確な会計監査に資するよう、会社法に対応し、会計監査人との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第41条)
- (10) 財務戦略の機動性及び経営基盤の安定性を確保するため、会社法に対応し、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第43条)
- (11) 上記の変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。
- (12) 定款第1条及び第2条の変更実施日を明確にするため、新たに付則を設けるものであります。なお、この付則は期日経過後、付則全文を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>日本ユニコム株式会社</u>と称し、英文では <u>NIHON UNICOM CORPORATION</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（以下「有価証券の売買等」という。）</u> 2. <u>有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理</u> 3. <u>有価証券市場（外国有価証券市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u> 4. <u>有価証券店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理</u> 5. <u>有価証券の引受け</u> 6. <u>有価証券の売出し</u> 7. <u>有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</u> 8. <u>有価証券の保護預り</u> 9. <u>有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理</u> 10. <u>有価証券の売買等における信用取引に付随する金銭の貸付け</u> 11. <u>保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け</u> 12. <u>有価証券に関する顧客の代理</u> 13. <u>証券投資信託に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理</u> 14. <u>証券投資法人の投資証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理</u> 15. <u>累積投資契約の締結</u> 16. <u>有価証券に関連する情報の提供又は助言</u> 17. <u>他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理</u> 18. <u>公共料金等の収納代行業務</u> 19. <u>公社債の払込金の受入れ及び元利金の支払の代理</u> 20. <u>株式事務の取次ぎ（転換社債等の転換請求の取次ぎ及び新株引受権付社債等の新株引受権の行使に関する代理を含む。）</u> 21. <u>常任代理人業務</u> 22. <u>その他証券業に付随するすべての業務</u> 23. <u>証券仲介業</u> 24. <u>商品取引所法の適用を受ける商品の売買、受託、媒介、取次ぎ及び代理業務</u> 25. <u>商品取引所法の適用を受ける上場商品指数の取引及びオプション取引並びにこれらの取引の受託、媒介、取次ぎ及び代理に係る業務</u> 26. <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業並びに商品投資顧問業</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>ユニコムグループホールディングス株式会社</u>と称し、英文では <u>UNICOM GROUP HOLDINGS, INC.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>証券取引法に規定する証券業</u> (2) <u>投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業、並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業及び投資一任に関する業務</u> (3) <u>商品取引所法に規定する商品市場における取引および商品取引受託業務</u> (4) <u>金融先物取引法に規定する金融先物取引業</u> (5) <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業及び商品投資顧問業</u> (6) <u>証券仲介業</u> (7) <u>コンピュータによる計算業務の受託に係る業務並びにソフトウェアの開発及び販売に係る業務</u> (8) <u>金融業</u> (9) <u>不動産業</u> (10) <u>保険業</u> (11) <u>その他の金融サービスに係る業務</u> (12) <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 当社は、前項各号の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>27. <u>金融先物取引法に規定する金融先物取引業</u> 28. <u>金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引並びにその受託、媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u> 29. <u>通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u> 30. <u>金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u> 31. <u>組合契約又は匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u> 32. <u>保険業法に規定する保険募集に関する業務</u> 33. <u>他の事業者の経営に関する相談に応じる業務</u> 34. <u>他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務</u> 35. <u>電気通信事業及び有線放送事業並びにその他の情報の提供、処理等情報サービス業</u> 36. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>	
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置くものとする。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>50,000,000株とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株とする。</u></p>
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、<u>100株とする。</u> 当社は、<u>1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株式の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u> 当社は、<u>第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続およびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項の場合のほか、中間配当を受けるべき者を確定するため、その他必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期および議決権) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 剰余金の配当を受ける権利 (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期および議決権) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(招集者および議長) 第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。 当社の株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法) 第13条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第15条 当社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第16条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(選任) 第17条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。 前項の選任決議については、発行済株式総数のうち、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(招集者および議長) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第17条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第19条 当社の株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第21条 (現行どおり) 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第18条 当会社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。 当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長、取締役副会長各1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(招集者および議長) 第20条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(招集通知) 第21条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 当会社の取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(決議の方法) 第22条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。 (2項新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 当会社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第24条 当会社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(任期) 第22条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長、取締役副会長各1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(招集者および議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知) 第25条 (現行どおり)</p> <p>当会社の取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法等) 第26条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 当会社の取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬および退職慰労金) 第25条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第27条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。 前項の選任決議については、発行済株式総数のうち、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任期) 第28条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第29条 当社は、監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(招集通知) 第30条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 当社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(決議の方法) 第31条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>(報酬等) 第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第32条 (現行どおり)</p> <p>前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第33条 当社の監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(招集通知) 第35条 (現行どおり)</p> <p>当社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第36条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録) 第32条 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第33条 当社の監査役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第34条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の議事録) 第37条 当社の監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第39条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人の責任</p> <p>(会計監査人の責任限定契約) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金) 第36条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間) 第38条 当社の利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 未払の利益配当金および中間配当金には利息を付けない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 前項の金銭には利息を付けない。</p> <p>付 則 第1条及び第2条の変更は、日本ユニコム分割準備会社との会社分割の効力が発生した日(平成18年10月1日予定)より実施する。 本付則は前項の実施期日をもってこれを削除する。</p>

3. 日 程

第49回定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成18年6月29日(予定)

平成18年6月29日(予定)

但し、第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、当社と日本ユニコム分割準備会社との会社分割の効力が発生した日(平成18年10月1日予定)を効力発生日といたします。

以 上